

**就学援助費・就学奨励費
交付申請について**

■対象／

・就学援助費

経済的な理由により就学困難な町内小中学校児童・生徒の保護者で就学援助を希望される人

・就学奨励費

特別支援学級へ就学している町内小中学校児童・生徒の保護者で就学援助を希望される人

■交付内容／

学用品費・修学旅行費・学校給食費など

■申請期限／4月17日(金)

(年度の途中でも申請の受付を行います)が、認定となった場合は提出した日から援助対象となります。

■申請方法／

教育委員会学校教育課または各教育支所で所定の様式により申請してください。

(継続を希望される人も、改めて申請が必要です。)

■申請に必要なもの／

印鑑・生計を同一にする世帯全員の平成20年度課税証明書(ただし、1月1日現在、町内に住所を有する方は必要ありません)・児童扶養手当証の写し(該当者

は必ず添付)・振込先口座
■問い合わせ／
教育委員会学校教育課
☎0820(78)2204

公営住宅制度の改正について

公営住宅法施行令の改正により、平成21年4月1日から、周防大島町公営住宅等の入居収入基準が次のとおり引き下げられます。

○特定公共賃貸住宅

・改正前
所得が1か月当り20万円を超え、60万1千円以下

・改正後
所得が1か月当り15万8千円を超え、48万7千円以下

○町営住宅等

・改正前

政令月収が、一般世帯で20万円以下、高齢者世帯・障害者のおられる世帯で26万8千円以下

・改正後

政令月収が、一般世帯で15万8千円以下、高齢者世帯・障害者のおられる世帯で21万4千円以下
※なお、2月号「広報すおう大島」で募集し、入居申し込みの無かった公営住宅等につきましては、4月10日(金)まで

は、改正前の入居収入基準で申し込みます(先着順)。
■問い合わせ／生活衛生課
☎0820(79)1010

**事業所で加入しませんか
働く人の(ハートピア共済)「中小企業勤労者共済制度」**

この制度は、中小企業で働いている未組織の勤労者の福祉の向上を目的とし、県下全域にわたって実施されている共済制度です。

月々わずかな掛金で、死亡・障害・入院・住宅災害等の不測の事態に対してセットで保障し、さらに結婚・出産・銀婚・小中高校入学祝金も給付します。

1か月の掛金は、

1型	450円
2型	900円
3型	1500円
4型	2000円
高齢者型	450円

となっております。

さらに、1型から4型に加入された方、配偶者およびお子さまは、ファミリー型(500円/月)に加入できます。従業員の福利厚生面をより充実させるためにお勧めします。

なお、事業主が従業員のために共済掛金を負担された場合は、税法上は損金または必要経費として参入できます。

■問い合わせ／

周防大島町勤労福祉共済会(商工観光課)
☎0820(79)1003

市町の教育委員会へお問い合わせください。
■問い合わせ／
柳井地区広域事務組合
教育委員会
☎0820(22)2111
(柳井市生涯学習課内)
内線331

視聴覚教材・機材の利用について

柳井市、周防大島町、上関町、平生町で構成する柳井地区広域事務組合は平成21年3月末で解散し、同組合の視聴覚ライブラリーが廃止となります。4月以降、視聴覚教材・機材をご利用される際は、各

海技免状更新講習

■講習日時／3月29日(日)
午後1時30分講習開始

■場所／橘総合センター
※持参品、料金等詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ／
(社)中国船舶職員養成協会
☎082(255)8705

**地球にやさしい電話帳をつくるため
古い電話帳の回収にご協力を**

NTTグループでは、地球にやさしい取り組みとして、新しい電話帳をお届けする際に古い電話帳を回収させていただき、それを新しい電話帳の原材料とする「電話帳クロードループリサイクル」の取り組みを行っています。3月に新しい電話帳をお届けした際には、配達員にいままでお使いになった古い電話帳をお渡しください。なお、新しい電話帳をお届けした際にご不在の場合は、後日改めて回収に伺いますので、お手数ですがタウンページセンターまでご連絡ください。

◆タウンページセンター
☎0120(506)309

